

コロナウイルス感染症5類出席停止期間について

コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

「発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」

「発症した後5日を経過」かつ「症状軽快後1日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。（最低、発症した後5日は出席停止となります）

●症状が回復した日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例5を参照）

●発症日は病院を受診した日ではなく、症状が出た日です。そのため病院受診時に医師の発症日を相談・確認することが必要です。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後1日目に症状が回復	発症	回復	回復後1日目	回復後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校OK	
出席停止 →									
例2	発症後2日目に症状が回復	発症	症状あり	回復	回復後1日目	回復後2日目	発症後5日目	登校OK	
出席停止 →									
例3	発症後3日目に症状が回復	発症	症状あり	症状あり	回復	回復後1日目	発症後5日目	登校OK	
出席停止 →									
例4	発症後4日目に症状が回復	発症	症状あり	症状あり	症状あり	回復	回復後1日目	登校OK	
出席停止 →									
例5	発症後5日目に症状が回復	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	回復	軽快後1日目	登校OK
出席停止 →									

※ 症状が回復した日によって出席停止日が準じ延期されていきます。



感染症にかかった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。